

昭和六十一年九月十二日提出
質 問 第 三 号

S D I 研究計画参加に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年九月十二日

提出者 近江巳記夫

衆議院議長 原 健三郎 殿

S D I 研究計画参加に関する質問主意書

S D I 研究計画への参加は極めて疑問が多く、非核三原則国会決議、宇宙の開発及び利用の基
本に関する国会決議、武器輸出三原則等に鑑みて平和国家の基本的枠組みを損なう恐れがあるこ
とは、重要かつ緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 政府は、S D I は我が国の平和国家としての立場に合致するものであるとしているが、何故
我が国の平和国家の立場に合致するのか、その理由を明示されたい。

二 S D I 研究参加は、あくまでも各部門における技術研究開発への参加であつて、将来、開
発・配備の段階において我が国は参加しないという方針は決まっているのか。

また、開発・配備に我が国が参加、協力することは、禁止している集団的自衛権の行使に抵

触すると思うが、政府の見解を明示されたい。

三 SDIは非核であり、防御的システムであるとしているが、エネルギー源として核使用を必然視する識者も多い。

非核・防衛兵器であるという根拠を明示されたい。

四 SDI計画は、我が国の宇宙平和利用を求めた国会決議の精神に抵触すると考えられるが、政府は、抵触しないという理由を明確にされたい。

五 SDI研究参加の主体は米国である。

従つて、その研究開発に当たつては、政府予算措置をもつて対応するものでないということ
を明示されたい。

右質問する。